

## 全国二地域居住等促進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、全国二地域居住等促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、ウィズ／ポストコロナ社会において、二地域居住等の促進に取り組む地方公共団体等が、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、一層の二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- (2) 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- (3) 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- (4) 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言
- (5) 前各号に定めるもののほか必要と認める事業

### (構成員)

第4条 協議会は、以下の構成員をもって構成する。

- (1) 正会員 二地域居住等の促進に意欲のある都道府県及び市区町村
  - (2) 協力会員 二地域居住等に関係する団体、民間事業者等
  - (3) 顧問 二地域居住等に造詣の深い学識経験者等
- 2 正会員又は顧問として協議会への加入を希望する者は、その旨を書面又は電磁的方法（電子メール等）（以下「書面等」という。）により事務局に提出することで、構成員となることができる。
- 3 協力会員として協議会への加入を希望する者は、その旨及び暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下「反社会的勢力」という。）と関係がないことを誓約する旨を書面等により事務局に提出し、事務局の審査を経て承認されることで、構成員となることができる。
- 4 事務局は、協力会員として加入を希望する者が反社会的勢力と関係がある者に該当するときは、加入を拒否するものとする。
- 5 協議会からの退会を希望する構成員は、その旨を書面等により事務局に届け出ることによって、協議会を退会することができる。
- 6 事務局は、構成員が次の各号のいずれかに該当する場合、その構成員を除名することができる。
- (1) この規約に違反し、又は協議会の信用を著しく害したとき
  - (2) 構成員が解散し、又は営業を停止したとき

- (3) 反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他協議会の運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1団体
  - (2) 副会長 2団体
- 2 会長は、正会員の中から互選し、協議会を代表する。

(総会)

第6条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、次に挙げる事項を審議し、決定する。
- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
  - (2) 協議会の運営に関する重要なこと
- 3 総会の議事は、正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 会長が必要と認めるときは、書面等による表決をもって総会の議決に代えることができる。

(部会の設置)

第7条 会長が必要と認めるときには、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会を置く場合には、部会長は、正会員の中から会長が指名する。

(会費)

第8条 会費は徴収しない。

(負担金)

第9条 協議会の目的を達成するため、会長が必要と認めるときは、構成員から負担金を徴収することができる。

- 2 負担金の額は、総会 の決議により決定する。

(事務局)

第10条 協議会に、事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局は、当面の間、国土交通省国土政策局地方振興課とする。

(雑則)

第11条 上記の他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年9月8日から施行する。
- 2 施行後の規約第4条第3項に規定する反社会的勢力と関係がないことを誓約する旨の書面等の提出は、施行日前に加入した協力会員に対しても適用させるものとする。